
令和 3 年度
第 1 回 狛江市青少年問題協議会小委員会
会議資料

令和 3 年 9 月 14 日(火)

1. 【令和2年度議論経過】 今後の青少年事業のあり方の検討について

R2検討結果

青少年問題協議会事業計画に基づき、今後の青少年事業について、各事業の目的や事業効果等を含めて改めて青少年事業全体としての規模や効果について小委員会で総合的に議論を重ねた。

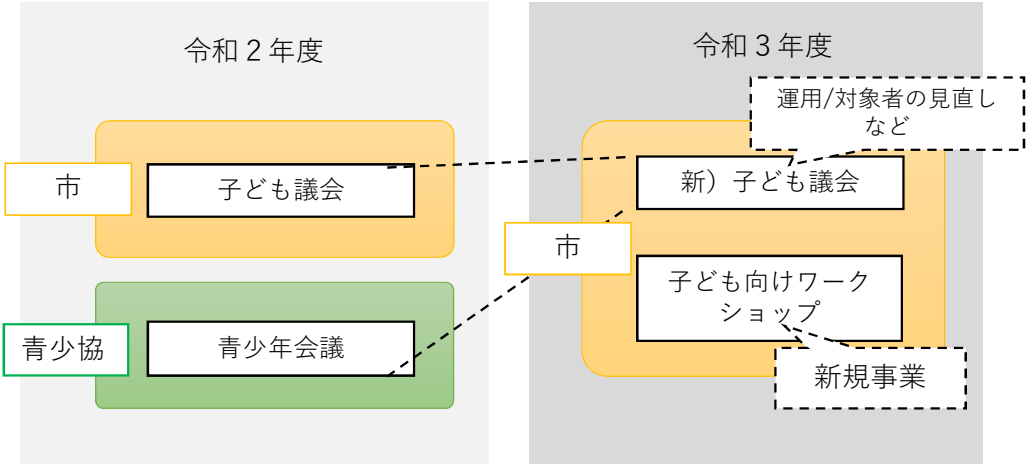
その結果、これから社会に出ていく青少年にとって、「自ら考え、判断し、行動できる力（主体性）」が特に大事になると考えられることから、これからの青少年事業のメインテーマを以下の通りとした。

・令和2年度の小委員会の取組である「**今後の青少年事業のあり方の検討について**」の報告を踏まえ、今後の子ども政策課で予算を所管している青少年事業（一部）を次の通り計画

メインテーマ

主体性を持って、地域で活動できる子どもを育てること
とそのための環境づくり

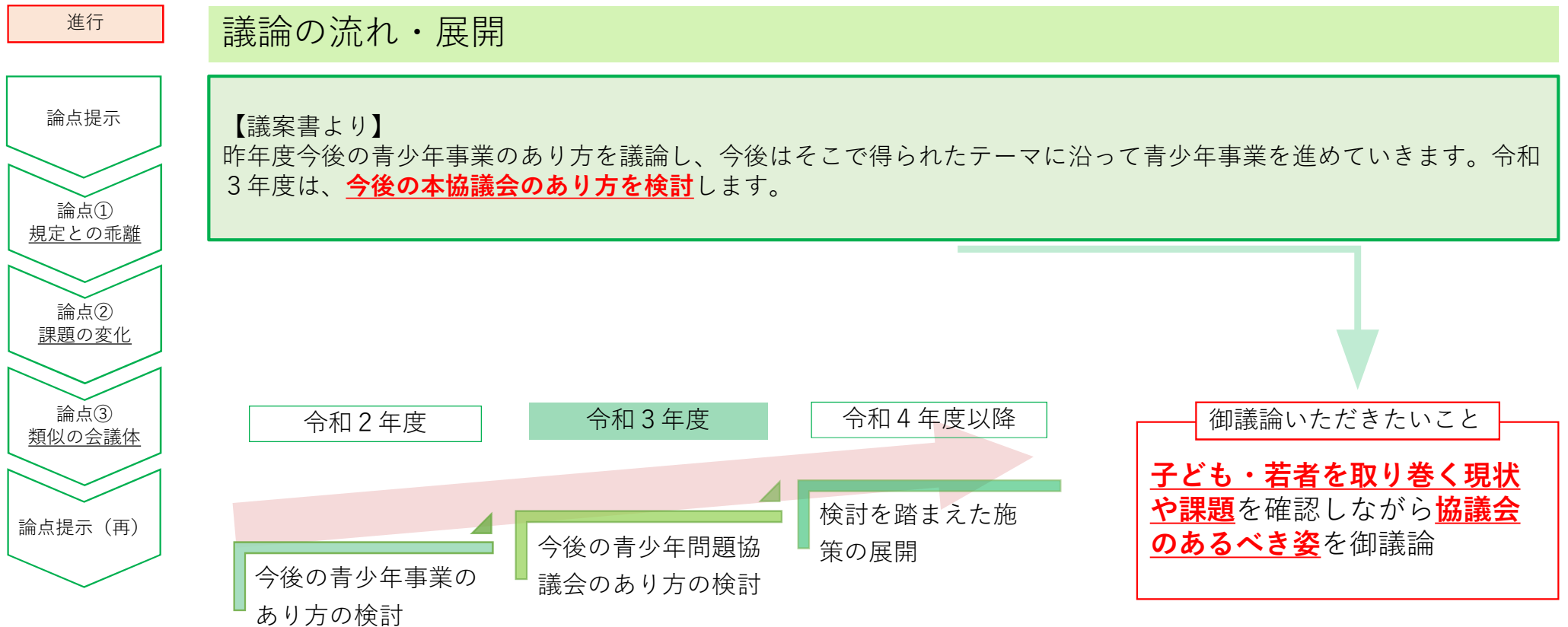
R3子ども政策課予算事業（一部抜粋）



- ・「子ども議会」「青少年会議」⇒運用面・対象者（学校選出の廃止など）の見直しなどを行い、「新子ども議会」としてリニューアル（市事業）
- ・新規事業として、「子ども向けワークショップ」を実施（市事業）

※便宜上、青少年問題協議会主催事業以外を「市事業」と記載

2. 令和3年度に御議論いただきたいことについて



3. 今後の青少年問題協議会のあり方の検討において想定される論点

進行

論点提示

論点①
規定との乖離

論点②
課題の変化

論点③
類似の会議体

論点提示（再）

論点①：狛江市青少年問題協議会の役割のギャップ（P.5）

- ・「実際の所掌事項」と「規定上の役割」においてギャップが生じている。

論点②：子ども・若者の今日的な課題の変化（P.6）

- ・子ども・若者を取り巻く状況が「非行」というものから「複雑化（児童虐待、発達障がい、いじめ、不登校、ひきこもり、社会的孤立など）」かつ見えにくくなってきている。
⇒指導・育成・保護などに留まらず、専門的な機関による連携した支援が必要になってきている。
- ・子どもから若者までの切れ目のない支援が求められている。

論点③：類似の会議体の存在（P.7）

- ・「子ども・子育て会議」の所掌と重なる部分や「青少年問題協議会」での議論の内容に整理が必要。
- ・「子育て応援プラン」+「子ども・若者計画」⇒「第2期子ども・若者応援プラン」の策定・進捗管理を子ども・子育て会議にて一体的に実施

4. 論点①：狛江市青少年問題協議会の役割のギャップ

進行

論点提示

論点①
規定との乖離

論点②
課題の変化

論点③
類似の会議体

論点提示（再）

■狛江市青少年問題協議会の事業

- ・ 青少協だよりの発行
- ・ 「健全育成啓発用三角塔」の維持・管理
- ・ 「健全育成看板」の維持管理
- ・ すくすくコンサート⇒令和3年度中止
- ・ その他情報交換など



「実際の事業」と「規定上の役割」においてギャップが生じているのではないかと。調査審議できていないのではないかと。

■狛江市青少年問題協議会設置条例

(昭和51年施行)

(目的)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。）第1条の規定に基づき、**青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関し調査審議するため**、市長の附属機関として狛江市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(小委員会)

第4条 協議会は、条例第6条の規定に基づき青少年の健全育成のための施策を推進するに際し、具体的な実施計画等の調整等を行うため、狛江市青少年問題協議会小委員会を置く。

■地方青少年問題協議会法

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。）を置くことができる。

5. 論点②：子ども・若者の今日的な課題の変化

進行

論点提示

論点①
規定との乖離

論点②
課題の変化

論点③
類似の会議体

論点提示（再）

■社会的な課題の変化

・子ども・若者を取り巻く状況が「**非行**」というものから「複雑化（**児童虐待、発達障がい、いじめ、不登校、ひきこもり、社会的孤立**など）」かつ見えにくくなってきている。

⇒指導・育成・保護などに留まらず、専門的な機関による連携した支援が必要になってきている。

・**社会との関係の希薄化/社会的孤立**の防止、**居場所の確保**等が求められている。

⇒第2期子ども・若者応援プランにおいて「子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援」を5年間に取り組む基本施策として位置づけ。

参考

（若者生活実態調査）「若者を対象にアンケートを実施」

①悩みごとがある（68.8%）と回答した人が相談したいと思う相手

- ・親、友達など自分が知っている相手 53.6%
- ・カウンセラーや医師など専門性の高い相手 28.0%
- ・市の職員など身近だけど自分の知らない相手 9.7%

②「若者のために必要な市の取り組み」

- ・**お金の心配をすることなく学べる（学・習い事）ように支援する** 24.3%
- ・**就職に向けた相談やサポート体制を充実させる** 11.5%
- ・**自由に過ごす場を増やす** 11.2%

6. 論点③：類似の会議体の存在

進行

論点提示

論点①
規定との乖離

論点②
課題の変化

論点③
類似の会議体

論点提示（再）

■狛江市子ども・子育て会議条例

（設置）
第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、狛江市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援の推進に関し必要な事項を処理する。

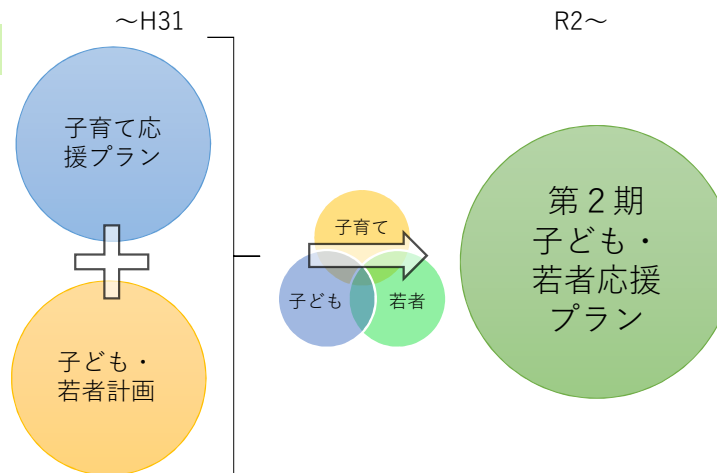
子ども・子育て支援法

（市町村等における合議制の機関）
第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
三 市町村**子ども・子育て支援事業計画**に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
四 当該市町村における**子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し**必要な事項及び当該施策の**実施状況を調査審議**すること。

■子ども・若者応援プラン策定体制

平成31年度に令和2年度を始期とする狛江市第2期子ども・若者応援プランを策定。すべての子ども・若者が健やかに成長できるよう、従来の**子育て応援プラン**と**子ども・若者計画**を包含し、**子ども・若者や子育てに関する切れ目のない支援**を総合的に推進する計画となる。

⇒子ども・子育て会議を主体として審議。進捗管理についても、子ども・子育て会議にて一体的に実施



■子ども・子育て会議 次期構成メンバー予定（調整中）

有識者	3	総括 母子保健 療育
関係機関	6	幼稚園 保育園 小学校 中学校 狛江高校（予定） 児童相談所
支援機関	3	子どもの居場所（予定） 地域における青少年の育成 若者支援
公募市民	4	

7. (再掲) 今後の青少年問題協議会のあり方の検討において想定される論点

進行

論点提示

論点①
規定との乖離

論点②
課題の変化

論点③
類似の会議体

論点提示(再)

論点①：狛江市青少年問題協議会の役割のギャップ (P.5)

- ・「実際の所掌事項」と「規定上の役割」においてギャップが生じている。

御議論いただきたいこと

子ども・若者を取り巻く現状や課題を確認しながら協議会のあるべき姿を御議論

論点②：子ども・若者の今日的な課題の変化 (P.6)

- ・子ども・若者を取り巻く状況が「**非行**」というものから「複雑化（**児童虐待、発達障がい、いじめ、不登校、ひきこもり、社会的孤立**など）」かつ見えにくくなってきている。
⇒指導・育成・保護などに留まらず、専門的な機関による連携した支援が必要になってきている。
- ・**子どもから若者までの切れ目のない支援**が求められている。

論点③：類似の会議体の存在 (P.7)

- ・「子ども・子育て会議」の所掌と重なる部分や「青少年問題協議会」での議論の内容に整理が必要。
- ・「子育て応援プラン」+「子ども・若者計画」⇒「第2期子ども・若者応援プラン」の策定・進捗管理を**子ども・子育て会議にて一体的に実施**

参考

地方青少年問題協議会法に基づく地方青少年問題協議会「設置率」：**52.4%** (R2.1.1時点)